

静岡市社会変革推進事業
(出資事業)

【2026年度 募集】

募集要領

2026年6月

静岡市

1. 趣旨

人口減少や気候変動、地域の稼ぐ力の停滞などに加えて、世界経済の不確実性という外部要因も重なり、静岡市が抱える社会課題は複雑化・深刻化・多様化しています。こうした課題の解決は、行政だけの力では不可能であり、市民・地域社会・企業・教育機関・行政などとの「共創」による取組が必要不可欠です。特に革新的な技術やビジネスモデルを有するスタートアップなどの企業との「共創」による取組が効果的であり、そうした取組を推進する仕組みが必要です。

さらに、静岡市は、南アルプスから日本一の深さを有する駿河湾までの多様な地理的特性を備え、豊かな自然環境を有しており、自然環境の保全や経済的な活用を持続可能な形で進めるための取組、特に GX(グリーントランスフォーメーション)や BX(ブルートランスフォーメーション)に関する取組を推進する必要があります。これらの取組は、社会全体の変革を促すとともに、将来の成長分野として大いに期待されているところです。

一方で、社会課題の解決につながる技術・ビジネスモデルの社会実装や、GX・BX 分野における新たな取組の実施にあたっては、初期投資や資金リスクの軽減のための支援体制の充実が求められています。

こうしたことから、社会課題の解決や GX・BX 分野における新たな取組を通じた社会変革を促進するため、新しい技術・ビジネスモデルを活用した事業に取り組む法人を出資により支援します。

2. 募集する対象者

(1)共創部門(市と共働による新たな社会システムの共創)

静岡市が抱える社会課題の解決に向け、市と中長期にわたって共働し、新しい技術・ビジネスモデルを活用した新たな社会システムの共創に資する事業に取り組む法人

ただし、次に掲げる事業のいずれかを実施し、当該事業が社会実装段階に至った法人に限る。

- ①静岡市の「知・地域共創コンテスト」等にて、市との共働により社会課題解決に取り組む事業
- ②他自治体との共働により社会課題解決に取り組む事業

(2)GX・BX 部門

静岡市が抱える環境課題の解決や GX・BX の推進に向け、新しい技術・ビジネスモデルを活用した事業に取り組む法人

ただし、事業の社会実装に向けた技術的根拠と事業化への具体的な展望を有する法人に限る。

※ 静岡市が抱える環境課題や GX・BX を推進する取組(例)

静岡市が直面する環境課題		GX・BX推進につながるビジネスモデル(例)	
【地球環境】 <ul style="list-style-type: none">●地球温暖化対策の推進●省エネルギーの推進●再生可能エネルギーの拡大●エネルギーの高度利用化●気候変動への適応 等 <課題> <ul style="list-style-type: none">○温室効果ガス排出量の削減 2030年度の目標(2013年度比51%削減)に対し、2024年度は27%の削減にとどまる。	【循環型社会】 <ul style="list-style-type: none">●ごみ減量化、資源化、適正処理●食品ロスやプラスチックごみの削減●ごみ処理の環境負荷低減 等 <課題> <ul style="list-style-type: none">○ごみ総排出量の削減 2030年度の目標(一人1日当たりのごみ総排出量783g/人・日)に対し、2024年度は820g/人・日にとどまる。	【GX分野】 <ul style="list-style-type: none">●地域エネルギーの地産地消プラットフォーム 地域で発電・地域で利用の「地産地消型」モデル●廃棄物の高度リサイクル・アップサイクル 食品廃棄物からバイオガスを生成●グリーンインフラ整備 都市と自然の共生、温暖化適応●脱炭素モビリティサービス EVシェア、マイクロモビリティ、ゼロエミッション 等	【GX分野】 <ul style="list-style-type: none">●持続可能な養殖業 IoT・AIを活用した飼や水質の最適管理、病気予防●ブルーカーボン・生態系再生 藻場等の再生・保全●その他海洋の保全、利活用に関する技術やデバイスの開発・データサービス等 先進的なROV、AUVの開発 海洋データを活かした漁場予測 等
【自然環境】 <ul style="list-style-type: none">●森林、農地、河川、池沼、海岸、海域、都市環境の保全●健全な水循環●生物多様性の保全●自然とのふれあい 等 <課題> <ul style="list-style-type: none">○生物多様性の保全 リニア建設工事に伴う南アルプスの生物多様性への影響 放任竹林の拡大に伴う森林環境への影響	【生活環境】 <ul style="list-style-type: none">●公害(大気、悪臭、水質、騒音、振動、土壌汚染、有害物質)、水資源、し尿処理●歴史、文化、景観●公園、緑地、アメニティ 等 <課題> <ul style="list-style-type: none">○水質汚濁等への対応 三保形水ポンプ場におけるPFAS含有量840ng/L(2027年3月)		

3. 出資額

1者あたり上限3,000万円とします。

※ 令和8年度予算の範囲内で実施します。

区分	共創部門	GX・BX 部門	
		GX	BX
予算額	6,000万円	6,000万円	3,000万円

※ 出資比率は25%未満とします。

※ 出資方法については、協議によって決定します。

4. 対象者の要件

- (1)法人の形態が会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社であること。
- (2)金融機関からの融資または投資家等からの投資を受けていること(予定を含む)。ただし、静岡市内に新たに法人を設立する場合は、当該法人の親会社又は持株会社が金融機関等から投融資を受けていること。
- (3)静岡市内に本社または事業所を有していること(移転予定及び新法人の設立を含む)。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (5)静岡市入札参加資格停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中ではないこと。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7)法人の代表者及び役員等が、静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (8)直近の1年間において法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。

5. 申請受付期間

(1)募集要領公表 令和8年6月1日(月)から

(2)申請受付期間 令和8年6月1日(月)から随時、申請を受け付けます。

※ただし、令和8年度予算による出資については、年度末までに投資契約に至ったものに限り、(申請から投資契約の締結まで、概ね3か月程度を要することを想定しています。)

6. 申請方法

(1)質問

本要領の内容についての質問は、下記の質問フォームから受け付けます。

質問の回答は、一覧表形式で随時静岡市のHPにて公表します。

質問フォーム <https://logoform.jp/form/79j2/1272392>

静岡市HP <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2859/s013130.html>

(2)申請書等

申請にあたっては、下記の申請書等を申請フォームから提出してください。

① 申請書類

- | | |
|----------------|----|
| ア 申請書【様式1】 | 1部 |
| イ 企業情報シート【様式2】 | 1部 |
| ウ 事業計画書(様式任意) | 1部 |

※事業計画書については、申請区分に応じ、下記内容を記載すること。(20ページ以内とすること)

(ア)共創部門

<p>1. 自社の概要</p> <p>1.1. 自社の概要(設立年、沿革、経営理念、ビジョン・ミッション等)</p> <p>1.2. これまでの実績(本市や他自治体との共働による取組の実施実績も記載すること)</p> <p>2. 市と共働で解決する社会課題と社会的インパクト</p> <p>2.1. 解決に取り組みたい社会課題</p> <p>2.2. 当該課題の要因、構造分析</p> <p>2.3. 当該課題の解決方法</p> <p>2.4. 共創が生み出す社会的インパクト</p> <p>2.5. 社会的インパクト創出へのロードマップ</p> <p>3. 事業戦略</p> <p>3.1. 社会的インパクトと収益性を両立するためのビジネスモデル</p> <p>3.2. 対象市場と顧客層分析</p> <p>3.3. 製品・サービスの競争優位性</p> <p>4. 実施体制と計画</p> <p>4.1. 実施体制、リスク管理</p> <p>4.2. 実施スケジュール(3～5年程度)</p> <p>4.3. 収支計画、出資金の使途</p>

(イ)GX・BX 部門

<p>1. 自社の概要</p> <p>1.1. 自社の概要(設立年、沿革、経営理念、ビジョン・ミッション等)</p> <p>1.2. これまでの実績</p> <p>2. 事業戦略</p> <p>2.1. ビジネスモデル</p> <p>2.2. 対象市場と顧客層分析</p> <p>2.3. 製品・サービスの競争優位性</p> <p>2.4. 社会実装や事業拡大に向けたロードマップ</p> <p>2.5. 環境又は海洋分野における社会的インパクト</p> <p>2.6. 静岡市への経済波及効果</p> <p>3. 実施体制と計画</p> <p>3.1. 実施体制、リスク管理</p> <p>3.2. 実施スケジュール(3～5年程度)</p> <p>3.3. 収支計画、出資金の使途</p>
--

- | | |
|-------------------------|----|
| エ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】 | 1部 |
|-------------------------|----|

- | | |
|------------------------------------|----------|
| オ 履歴事項全部証明書(直近3か月以内のもの) | 1部(コピー可) |
| カ 貸借対照表、損益計算書(直近3年分) | 1部(コピー可) |
| ※直近3年分がない場合は決算済みの直近年度分までを提出してください。 | |
| ※事業初年度の場合は、今期の事業計画を提出してください。 | |
| キ 納税証明書(直近のもの) | 1部(コピー可) |
| 国 税:様式その3の3(法人税、消費税及び地方消費税) | |
| 地方税:法人市民税証明書と固定資産税証明書 | |
| ク 金融機関等からの投融資証明書類 | 1部(コピー可) |
- ② 申請フォーム
- <https://logoform.jp/form/79j2/1242662>

7. 選考方法

出資先候補者を下記の審査によって選考します。

(1) 予備審査

事務局において申請書等に不備がないか確認します。なお、必要に応じ、申請書に記載された内容の詳細を確認するためのヒアリングを実施します。(ヒアリングは複数回実施する場合があります。)

(2) 本審査

「静岡市社会変革推進事業審査会」が審査を行い、出資先候補者を選定します。

なお、審査は、別紙1「審査基準」に基づき、項目毎に数値化して行います。

8. 選考結果

選考結果は、申請書類の受理から概ね1か月後を目安として、申請者に通知します。

なお、審査内容等についての問い合わせについては回答しません。

9. 出資先候補者との協議

選考結果の通知後、市は出資先候補者と速やかに出資方法及び出資条件等について協議します。

なお、出資先候補者との協議が整わなかった場合は、出資先候補者の決定を取り消すものとします。

10. 出資契約について

出資方法及び出資条件等についての協議が整った場合は、出資に関する契約を締結します。

※契約時期は、選考結果の通知から概ね2か月後を想定しています。

11. 出資後の支援について

市は、次に掲げる項目について、出資先企業への支援を行うことを予定しています。

(1) 社会実装や事業拡大への支援

市内企業や関係団体等との連携・マッチング支援や、公共施設等のフィールド提供、市が直接実施する事業との連携などを実施します。

(2) インパクトレポートの作成の支援※共創部門のみ

社会的インパクトを可視化し、企業の社会的信用やブランド価値の向上に資するインパクトレポートの作成を支援します。

12. その他

- (1)関係書類の作成及び提出に関わる一切の費用は、申請者の負担とします。
- (2)提出された書類は、審査以外に使用しません。
- (3)提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (4)原則として、申請書等の提出後の関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (5)申請書類については、返却しません。
- (6)申請書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、静岡市は審査に関する報告、公表等に必要な場合には、申請者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

13. 問い合わせ先

(1)共創部門

静岡市経済局商工部産業政策課 田中、木下、遠藤
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
TEL 054-354-2672 FAX 054-354-2132
E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

(2)GX・BX 部門

(GX 担当)

静岡市環境局 GX 推進課 廣田、川口
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1611 FAX 054-221-1492
E-mail kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp

(BX 担当)

静岡市経済局海洋政策部 BX 推進課 今川、山本悠、岩井
〒424-0943 静岡市清水区港町2丁目10番1号 浪漫館14階
TEL 054-354-2656 FAX 054-353-1022
E-mail bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp

静岡市社会変革推進事業 審査基準

1 共創部門

審査項目	審査ポイント
共創性	<ul style="list-style-type: none"> ●単なる実証や調達ではなく、共創による新しい社会システムづくりとなっているか。 ●複数のステークホルダー(企業、行政、市民など)との連携が十分に見込まれるか。
社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ●広範な市民や地域が事業の効果を十分に享受できるものであり、その効果が定量的・定性的に示されているか。 ●市が求める規模の事業実施が期待できるか。 ●市にとって十分な社会的、経済的な効果・リターンが見込まれるか。
革新性	<ul style="list-style-type: none"> ●従来とは異なる新たな技術や視点、ビジネスモデルにて、効果的かつ革新的な価値を創出する事業となっているか。 ●既存の製品・サービスに対する競争優位性が十分にあるか。
事業持続性	<ul style="list-style-type: none"> ●持続的な事業運営を可能にするための明確な収益モデルが確立されているか。 ●中長期的なロードマップが明確かつ妥当なものであるか。 ●事業の中長期的な継続、成長や、他地域での展開・拡大が期待できるか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ●実施する事業における製品・サービスの有効性が根拠(実証での実績、技術的根拠など)に基づいたものであるか。 ●最近の財務状況や、資金計画、人員配置などの体制が適切か。 ●実施する事業のスケジュールが明確かつ妥当なものであるか。

2 GX・BX 部門

審査項目	審査ポイント
社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範な市民や地域が事業の効果を十分に享受できるものであり、その効果が定量的・定性的に示されているか。 ● 市が求める規模の事業実施が期待できるか。 ● 市にとって十分な社会的、経済的な効果やリターンが見込まれるか。 (例:GX)市内の環境課題の解決や市内経済への寄与 (例:BX)市内の海洋関連資源の活用や市内経済への寄与
革新性	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来とは異なる新たな技術や視点、ビジネスモデルにて、効果的かつ革新的な価値を創出する事業となっているか。 ● 既存の製品・サービスに対する競争優位性が十分にあるか。
事業持続性	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な事業運営を可能にするための明確な収益モデルが確立されているか。 ● 中長期的なロードマップが明確かつ妥当なものであるか。 ● 事業の中長期的な継続、成長や、他地域での展開・拡大が期待できるか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施する事業における製品・サービスの有効性が根拠(実証での実績、技術的根拠など)に基づいたものであるか。 ● 最近の財務状況や、資金計画、人員配置などの体制が適切か。 ● 実施する事業のスケジュールが明確かつ妥当なものであるか。

申請書類 各種様式

申請書

(宛先)静岡市長

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

次のとおり、静岡市社会変革推進事業(出資事業)に申請します。

なお、当該申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請区分

共創部門

GX・BX 部門 (GX BX)

2 申請書類

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1)申請書【様式1】 | 1部 |
| (2)企業情報シート【様式2】 | 1部 |
| (3)事業計画書(任意様式) | 1部 |
| (4)暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】 | 1部 |
| (5)履歴事項全部証明書(直近3か月以内のもの) | 1部 |
| (6)貸借対照表、損益計算書(直近3年分) | 1部 |
| (7)納税証明書(直近のもの) | 1部 |
| 国 税:様式その3の3(法人税、消費税及び地方消費税) | |
| 地方税:法人市民税証明書と固定資産税証明書 | |
| (8)金融機関等からの投融資証明書類 | 1部 |

3 参加資格

この提案にあたり、次の(1)から(8)の条件を満たしています。

- (1)法人の形態が会社法(平成十七年法律第八十六号)に基づく株式会社であること。
- (2)金融機関からの融資または投資家等からの投資を受けていること(予定を含む)。
- (3)静岡市内に本社または事業所を有していること(移転予定及び新法人の設立も含む)。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (5)静岡市入札参加資格停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中ではないこと。

(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(7)法人の代表者及び役員等が、静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(8)直近の1年間において法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。

3 連絡担当者

(1)所 属

(2)職 氏 名

(3)電話番号

(4)E-mail

【様式2】

企業情報シート

実施する事業	※ 事業名を記載してください。	
企業名	株式会社〇〇〇〇〇	
代表者職氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇	
所在地	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号	
担当者職氏名	係長 〇〇 〇〇	
担当者連絡先	電話番号:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail:〇〇〇〇@〇〇〇〇	
企業概要	業種	※ 日本標準産業分類 小分類を記載してください。
	設立年月	平成〇〇年〇〇月設立
	資本金	〇〇〇〇万円
	従業員数	〇〇〇人
企業概要 ※新たに静岡市内 に法人を設立す る場合	企業名	株式会社〇〇〇〇〇(予定)
	代表者職氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇(予定)
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号(予定)
	設立年月	令和〇年〇〇月設立(予定)
	資本金	〇〇〇〇万円(予定)
	従業員数	〇〇〇人(予定)

【実施する事業の概要】

※ 実施する事業の概要を簡潔に記載してください。

【共創性】 ※共創部門のみ、GX・BX 部門の場合は記載不要

※ 実施する事業により、どのような社会システムの共創を目指すのか、具体的なステークホルダーとの連携関係も含め記載してください。

【社会的インパクト】

※ 実施する事業により、市民生活や市内企業の事業活動などに対してどのような社会的インパクトを生み出すのか記載してください。なお、可能な限り数値等で定量的に記載してください。
(GX・BX 部門の場合は、環境又は海洋分野における課題をどのように解決できるか、静岡市への経済波及効果についても可能な限り数値等で定量的に記載してください。)

【革新性】

- ※ 実施する事業が既存製品やサービスと比較し、どのような先進性や独自性を兼ね備えているか、具体的に記載してください。なお、既存製品やサービスがある場合は、競争優位性等について記載してください。

【事業持続性】

- ※ 実施する事業を持続可能とするための収益モデルを具体的に記載してください。
- ※ 事業が継続、成長し、他地域でも展開・拡大していくための中長期的な計画を具体的に記載してください。

【実現可能性】

- ※ 実施する事業の実証実績、技術的根拠などの成熟度・有効性について具体的に記載してください。
- ※ 資金計画、人員などの実施体制、短期的なスケジュールについて具体的に記載してください。

【出資方法】

- ※ 希望する出資金額、出資方法について記載してください。
例)共同出資により新会社を設立(3,000万円、出資比率〇%)
- ※ 出資に対する権利(配当等)についても記載してください。

【静岡市に求める役割】

- ※ 静岡市に求める役割などがあれば記載してください。

※ 企業情報シートの提出にあたっては、赤字を削除して提出してください。

【様式3】

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 ()

商号又は名称 ()
代表者職氏名 ()

- 1 当社(私)は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1)役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるもの
 - (2)暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4)役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5)役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社(私)は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社(私)は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社(私)は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社(私)は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第1項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社(私)は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第1項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。 以上

